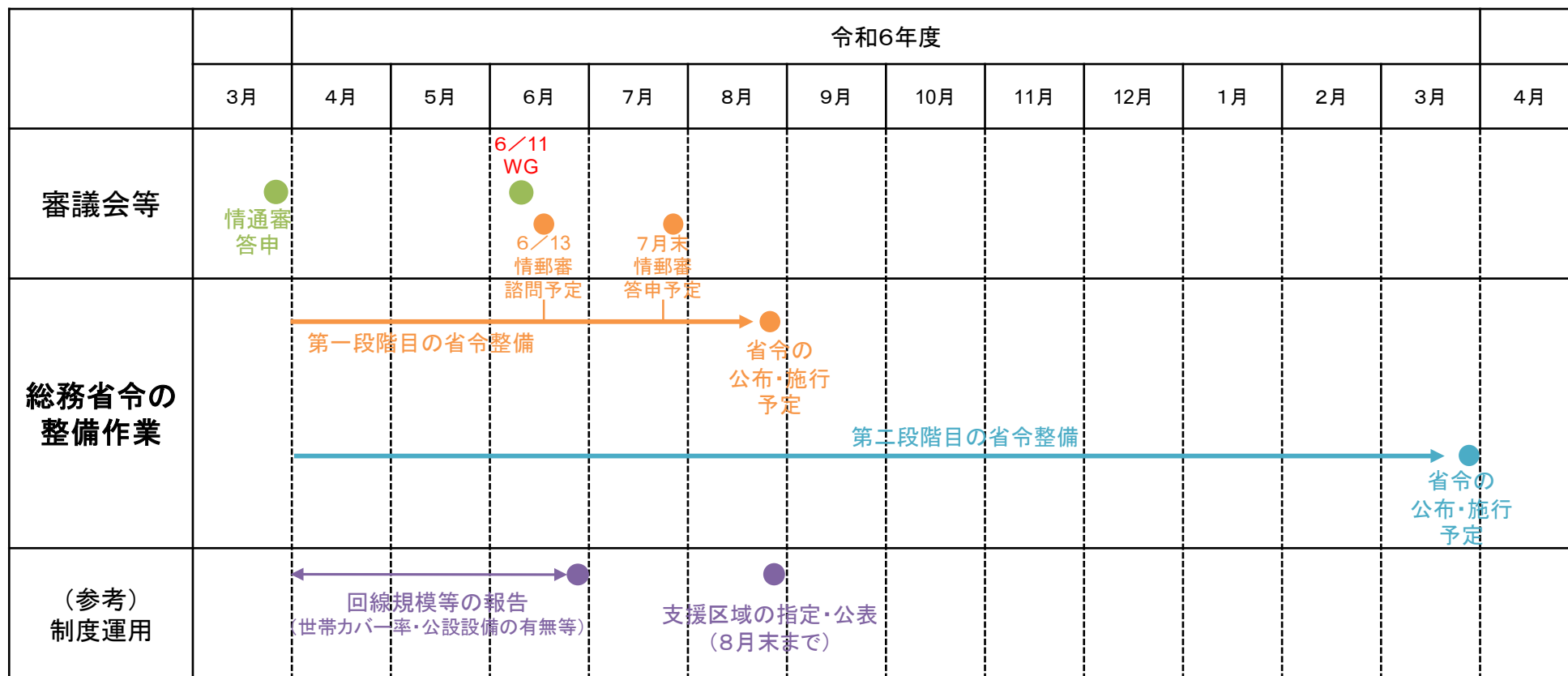


ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度における 「区域指定」に係る制度整備（案）について

令和6年6月
総務省

令和6年度の省令整備に関するスケジュール（想定）

- ✓ 情報通信審議会答申（令和6年3月28日）等を踏まえて、総務省において、交付金・負担金等に係る制度を具体化するため、総務省令等整備の準備作業を進めているところ
- ✓ 令和6年度に二段階に分けて総務省令を整備することを想定。具体的には、
 - ・ 第一段階目においては、主に「区域指定」に必要となる事項に係る整備を行い、
 - ・ 第二段階目においては、主に「交付金・負担金の算定方法等」に必要となる事項に係る整備を行うことを想定



今夏の省令整備事項①：「担当支援区域」の範囲の画定

- ✓ いわゆる2月答申において、交付金の算定対象となる担当支援区域（法第107条第2号）に関して、BBユニバの「役務提供継続期間」は、第二種適格電気通信事業者の指定の日から1年を超えることが適当とされた
- ✓ これは、短期間で撤退する事業者の排除等を目的とするものであるため、役務提供継続期間については、世帯カバー率が既定の割合（次図参照）になった日から起算することを原則としつつ、第二種適格電気通信事業者に指定されてから初めての交付金の算定に当たっては、当該事業者指定された日から起算する旨追加して規定する

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（令和5年2月7日情報通信審議会）（抄）

5. 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件

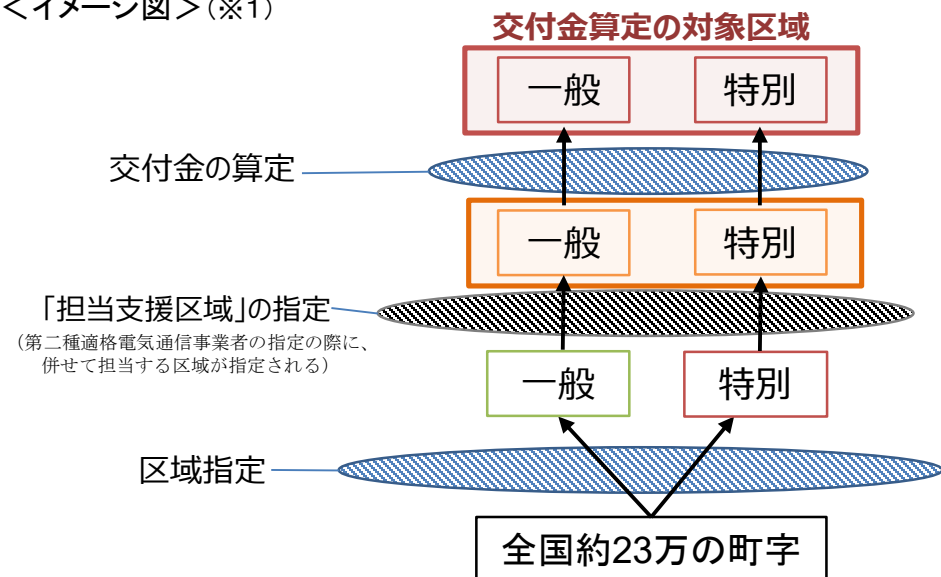
(1) 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件（電気通信回線設備の規模及び役務の継続提供期間）

(ウ) 考え方（～中略～）

また、役務の継続提供期間の要件については、事業撤退の蓋然性の高い支援区域において、二号基礎的役務の提供を安定的に確保するため、短期間で撤退するような事業者に支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、二種適格事業者の指定の日から1年を超えることとすることが適当である。

（注）ここでいう「二号基礎的役務」とは第二号基礎的電気通信役務（法第7条第2号）を、「二種適格事業者」とは第二種適格電気通信事業者（法第110条の3第1項）をそれぞれ指す

<イメージ図>（※1）



初回は第二種適格電気通信事業者の指定の日から起算し
1年を超えて役務提供しているものであることを追加して規定

要件	役務提供継続期間 (起算点)	世帯カバー率
交付金の算定	1年超 (世帯カバー率が既定の割合になった日から起算)	一般：50%超 特別：10%超
「担当支援区域」の指定時	—	一般：50%超 特別：10%超
区域指定	— (※2)	50%超等 (※2)

（※1）要件を「世帯カバー率及び役務提供継続期間」に絞って記載しているが、実際には各段階には他要件があることに留意

（※2）区域指定では、「50%超の世帯をカバーする回線を設置し、その状態で1年超の期間、ブロードバンドサービスを提供している事業者」が1者又はゼロであることが一つの要件となっている。未整備地域は50%以下の世帯カバー率で区域指定される

今夏の省令整備事項②：未整備地域等に係る要件充足の特例

- ✓ 令和6年3月の審議会答申の中で、未整備地域及び公設地域について、翌年度の区域指定時に「特別支援区域」から外れる場合のルールの特例をすることが重要である旨指摘された
- ✓ これを踏まえて、未整備地域及び公設地域については、特例を設け、一定の条件を満たした場合には、引き続き未整備地域又は公設地域としての要件を充足する旨を追加で規定し、当該「外れる場合」を明確化する

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申(令和6年3月28日情報通信審議会)(抄)

3. 特別支援区域の指定の基準に関する検討事項

(1) 検討事項4 基準となる「大幅な赤字額」の設定

(ウ) 考え方(～中略～)

また、未整備地域における民設民営での新規整備や公設設備の民間移行が行われた直後の「特別支援区域」(直近「未整備地域」又は「公設地域」であった区域)については、継続的なサービス提供を確保する観点からも、「区域指定初年度」以降も引き続き「特別支援区域」として第二種交付金の補填対象となる区域とすることが重要である。ただし、無条件に特別支援区域として指定され続けることは、第二種交付金の原資が最終的に国民に転嫁され得る観点から望ましくない。そのため、例えば、当該特別支援区域における第二号基礎的電気通信役務の費用が収益を上回らなくなった場合や世帯カバー率が50%を超える二者目の電気通信事業者が現れた場合には、翌年度の区域指定時に特別支援区域から外れるといったルールをあらかじめ総務省令等で明確化しておくことが、当該区域で役務を提供する第二種適格電気通信事業者の予見性を確保する観点から、重要である。

<条文構成・考え方のイメージ図>

	「主な定義」	生じた事案	〔定義に従う〕		<要件 i>	<要件 ii>
未整備地域	世帯カバー率 50%以下 (施行規則第40条の8の 5第2項第1号)	世帯カバー率が 50%を超えた	〔未整備地域 でなくなる〕	右記の要件を満たす限り、 左記の「主な定義」要件を 充足するとみなす	● 世帯カバー率50%超の 事案を生じさせた事業者が 役務提供を継続させていること	○ 次の2つの「支援区域たる 要件」を満たしていること ● 区域収支が赤字(法第110 条の2第1項第1号と同旨。一回線当 たりのコストが3,869円を上回る状態) ● 世帯カバー率50%を超え て1年を超えて役務提供を 続ける2者目が存在しない こと(法第110条の2第1項第2号と 同旨)
公設地域	回線設備が 自治体所有 (施行規則第40条の8の 5第2項第2号)	設備が自治体所有 でなくなった	〔公設地域 でなくなる〕		● 公設設備の民間移行を 受けた事業者が 役務提供を継続させていること	

今夏の省令整備事項③：「大幅な赤字額」の設定

- ✓ 令和6年3月の審議会答申では、大幅な赤字と見込まれる赤字幅の設定については、電話ユニバ制度の考え方を参考に、各種考慮要素を踏まえ、総務省が設定することが適当であるとされた

※ 規定の構造上、一回線当たりの収入見込額(3,869円)を上回る部分の額(赤字幅)が、今般規定する「大幅な赤字額」として設定する基準額を上回る場合に「特別支援区域」となるため、「大幅な赤字額」は、一回線当たりの収入見込額を控除した額を設定

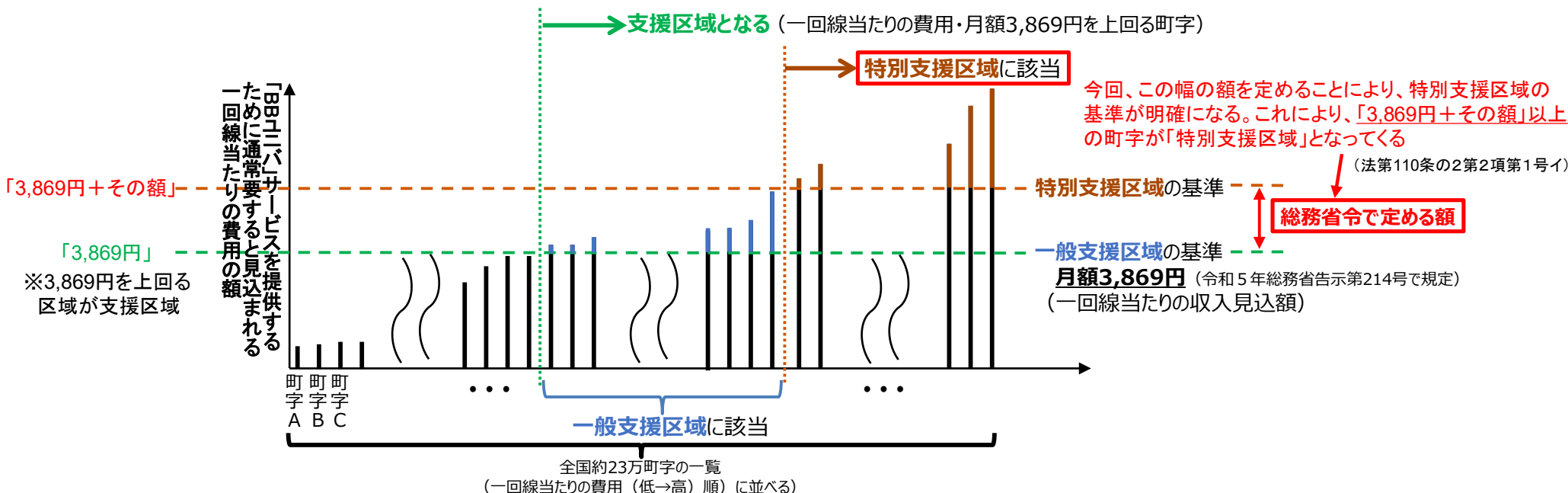
「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申(令和6年3月28日情報通信審議会)(抄)

3. 特別支援区域の指定の基準に関する検討事項

(1) 検討事項4 基準となる「大幅な赤字額」の設定

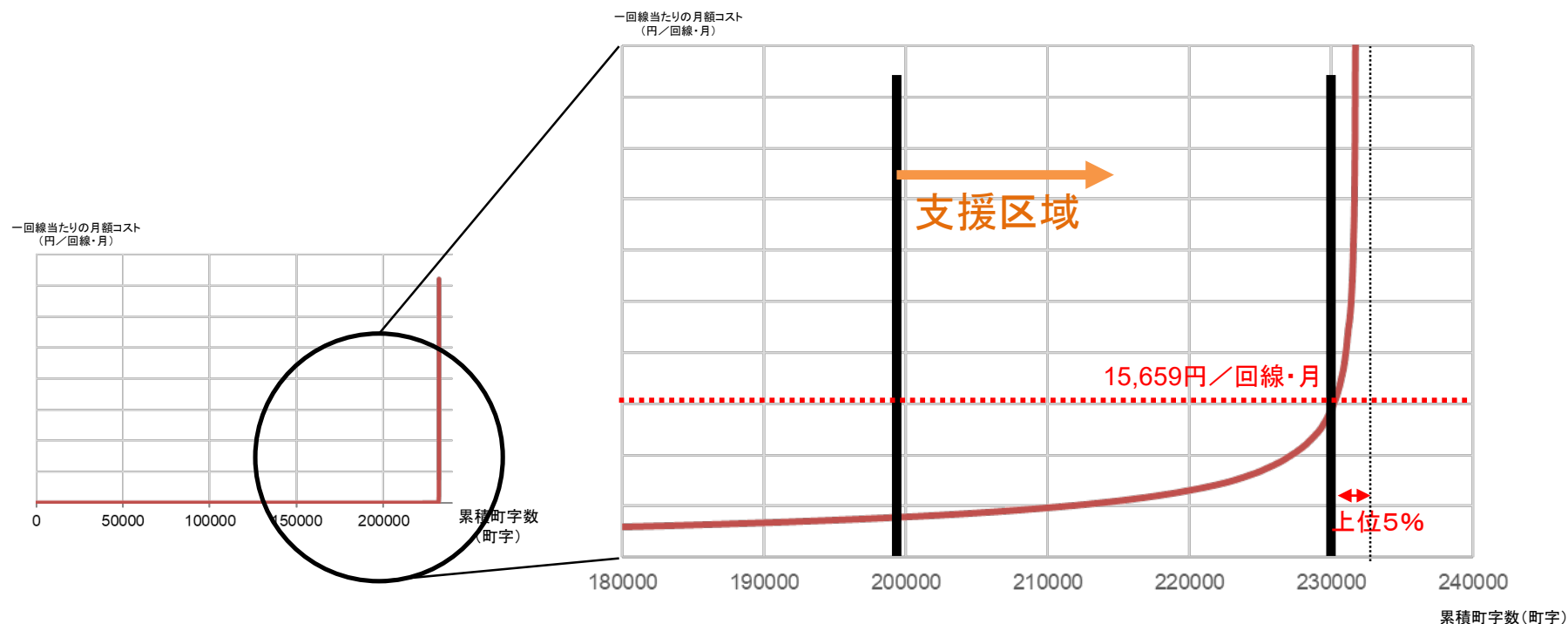
(ウ) 考え方(～中略～)

現時点で具体的な町字別の一回線当たりのコストが判明しない状況ではあるが、電話ユニバ制度の安定的運用の現状を踏まえ、同じユニバーサルサービスの維持のための制度間における複雑さを回避する観点からも、電話ユニバ制度の考え方を参考に、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な規模の交付金によって補填されるようにする一方で、最終的に国民に負担が転嫁された場合にもその負担が過大なものとならないように配慮され、かつ、適切な見直しも可能な額を総務省令等の中で総務省が設定することが適当である。



今夏の省令整備事項③：「大幅な赤字額」の設定（続き）

- ✓ 入力値の募集・精査を含め、総務省が現時点把握し得る情報を基に、町字ごとの一回線当たりのコストを試算
- ✓ 電話ユニバ制度では、一回線当たりの月額コストが【平均費用＋標準偏差×2】を上回る地域が、全地域の「上位4.9%」に属しており、この地域（高コスト地域）を交付金の補填対象としている
- ✓ BBユニバ制度では、平均収入見込額（＝3,869円／回線・月）を超える一回線当たりのコストを要する町字（「支援区域」）は、試算上、約33,000町字であると見込む
- ✓ このうち（電話ユニバ制度を参考に）高コスト地域たる町字（上位5%）は1,661町字
- ✓ これに相当する一回線当たりの月額コストは15,659円となる
- ✓ これを踏まえ、「大幅な赤字額」（ $15,659 - 3,869 = 11,790$ 円）を設定することについてどう考えるか



参 考

5. 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件

(1) 電気通信回線設備の規模

- 支援区域における回線設備の規模要件は、以下のとおりとすることが適当。

- ・ 一般支援区域：区域内に設置する回線設備の規模の割合を**当面50%超**※15とし、必要に応じて**今後の実態を踏まえた見直しを検討**することが適当。
- ・ 特別支援区域：未整備地域の解消等が特に求められる地域であることに鑑み、**当初は**、区域内に設置する回線設備の規模の割合は**10%超**※16とし、今後の整備の状況を踏まえ、**段階的な引き上げを継続的に検討**することが適当。

※15 区域の半分以上をカバーする回線設備の維持には相当の費用を要し支援の必要性が高いと考えられること、また、NTT東日本・西日本及びCATV連盟のサンプル調査（一部整備済の町字のうち、整備している回線設備の規模が50%以上である町字が各調査で90%以上を占めている）を踏まえ、50%超とすれば、一部整備済の町字の大宗は支援対象となることを踏まえて設定

※16 未整備地域が多数存在する特別支援区域で、一般支援区域と同様に50%超とすると、50%超エリアカバーしないと支援を受けられず、ブロードバンド基盤の整備が進まないことが懸念。当初は区域の10%超をカバーすれば支援を受けられることとし、未整備地域の解消等を促進する

- 一部の地域で**公設民営方式により二号基礎的役務を提供する場合**、二号基礎的役務の提供を確保するため、**自治体から貸与された回線設備についても、支援対象者の要件である回線設備の規模の割合にカウント**することが適当。
- ただし、民設民営への移行を促す観点から、**公設民営で提供される回線設備は、第二種交付金による支援の対象外**とすることが適当。

(2) 役務の継続提供期間

- 短期間で撤退するような事業者には支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、役務の**継続提供期間**の要件は、二種適格事業者の指定の日から「**1年**」を超えることとすることが適当。

BBユニバ制度の交付金・負担金の算定等の在り方①

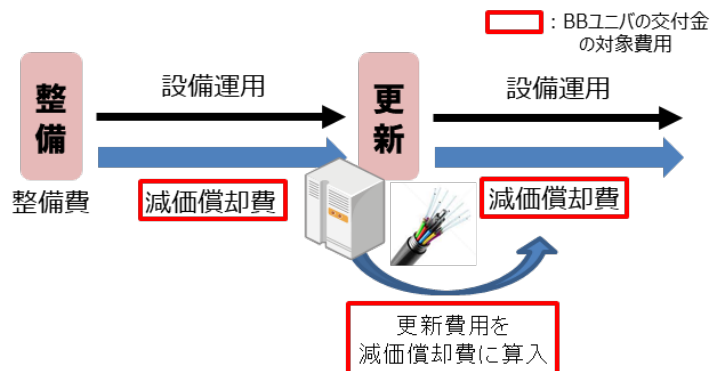
1. 基本的な考え方

- BBユニバの提供事業者は、自発的な意思により支援区域でBBサービスを提供し、交付金支援を受けるため、当該区域からの撤退を回避するためにも、必要な維持管理費用を交付金によって支援できる算定方法を確認する。
- 未整備地域の解消や公設設備の民間移行促進の副次効果を得るため、当該地域への必要かつ過大ではない交付金を提供事業者に対して交付されるような制度的工夫が必要。
- 負担金の負担者は、電気通信事業者であるが、最終的には利用者たる国民に転嫁され得ることは制度上否定されていないため、交付金・不参金の算定方法等は、交付金と負担金のバランスに配慮して決定。
- BBユニバ制度は、効率的な設備投資のほかに、技術中立的であることが重要であり、技術革新による新しい技術を用いたブロードバンドサービスの提供及びその設備更新への意欲が削がれることがないように十分考慮。
- 本格的な運用開始後に、その運用状況等を踏まえ、交付金制度の検証を実施し、必要に応じて見直しを継続することが適当。

2. 設備更新に要した費用について

- 支援区域における設備更新費用は、基本的に、更新年度以降の減価償却費として、コスト算定の対象とする。

＜イメージ図：ある町字の設備の運用状況＞



3. 特別支援区域における未利用芯線数の扱い等

- 未利用芯線等に係るコストは、コスト算定の対象とし、算定方法は、未利用芯線等に係るコストを含めた全体のコストを利用芯線数で按分することが適当。
- 交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないように、総務省において必要な措置を検討することが適当。接続料の算定方法について、交付金の具体的な算定方法や、交付金で補填されないコストの規模等を踏まえ、総務省において検討を継続することが適当。
- その際、接続料の水準や体系が、支援区域における光ファイバ等の有効かつ公平な利用を阻害しないよう留意することが必要。

BBユニバ制度の交付金・負担金の算定等の在り方②

4. 利用部門のコスト算定

- 宣伝費や、販売促進費といった競争対応費用は、電話ユニバ制度の考え方と同様に、コスト算定の対象外とする。
- 周知広報についても、電話ユニバ制度の考え方と同様に、基礎的電気通信役務支援機関の支援業務費にBBユニバ制度に係る周知広報費を含めることを総務省において検討するのが妥当。

6. ベンチマーク方式におけるベンチマーク基準の設定

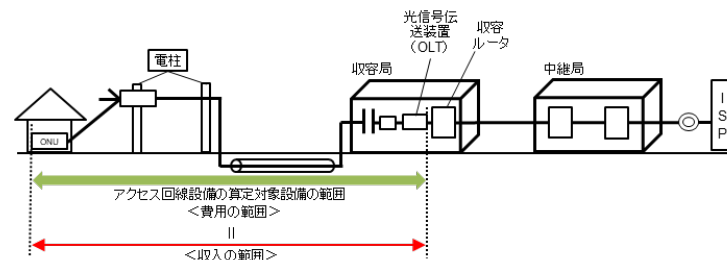
- 「全国平均費用」をベースとする電話ユニバ制度との制度間の複雑さ等を回避するため、BBユニバ制度は原則「全国平均費用」を採ることとしつつ、適切な規模の交付金交付と、最終的な国民への負担転嫁の可能性に配慮しつつ、適切な見直しも可能なベンチマークを総務省令等の中で策定することが妥当。

5. 他役務と共用している設備等の費用の配賦基準

- 放送サービスと共用している設備は、二芯方式により提供される場合は芯線数で費用配賦し、一芯方式の場合は、通信に係るコストドライバは「 $2/3$ 」とすることが適当。（技術中立性及び公平性の観点からRF方式・IPマルチ方式両方に適用）
- 一芯の場合、「波長数による按分方法」の考え方は、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを行うことが重要。
- FTTH及びCATV（HFC方式）に対して適用することとし、ワイ固専用型は、具体的な算定方法の構築に向けた継続検討の中で併せて共通費の配賦基準についても議論。

7. 収入費用方式における収入・費用の範囲

- 「収入」及び「費用」の範囲は、算定対象設備に対応する形でその範囲を画定・限定することが適切。



- 収入費用方式の適用は、施行日以降、それぞれ①公設設備が民間移行された場合、又は②新規に整備された場合に限る。
- 収入費用方式の適用期間等について継続的に見直しを行うことが妥当。

BBユニバ制度の交付金・負担金の算定等の在り方③

8. 区域指定における「大幅な赤字額」の設定

- 「全国平均費用」をベースとする電話ユニバ制度との制度間の複雑さ等を回避するため、BBユニバ制度は原則「全国平均費用」を採ることとしつつ、適切な規模の交付金交付と、最終的な国民への負担転嫁の可能性に配慮しつつ、適切な見直しが可能な額を総務省令等の中で策定することが適当。
- 新規整備や公設設備の民間移行直後の「特別支援区域」は、サービス維持の観点から、指定され続けることが重要。
- しかし、交付金原資が最終的に国民に転嫁され得る観点からも、無条件に指定され続けるのは望ましくなく、特別支援区域に該当しないルールをあらかじめ総務省令等で明確化しておくことが予見性の観点から重要。

9. 負担金に関する事項

- 負担金の負担事業者は、その前年度の電気通信事業収益の規模が10億円超である者としており、その前年度の電気通信役務の提供により生じた収益の額の3%を上限として負担金を負担するところ、
 - ① 「前年度の電気通信事業収益の規模」の算定方法
 - ② 「前年度の提供により生じた収益の額」の算定方法は、電話ユニバと同様の整理とすることが適当。
- 納付期限以降の負担金納付は、負担金と延滞金を合わせて納付する義務を負うところ、延滞金を算定するための延滞率は、電話ユニバと同様の整理とすることが適当（1日当たり0.04%）。

10. その他

- 負担金の算定対象外となっている「通信モジュール」については、MVNOの「通信モジュール」に関する回線数を把握する主体及びその手法等を、MVNO等の意見も考慮しながら、総務省において検討することが必要。
- 他事業者との個別のローミングは、ローミング契約によって他事業者の利用者が自社網（ローミング網）を利用している場合のその役務は負担金の算定範囲の対象外とする。
- 周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合（例えば、携帯電話とBWAなど異なる役務に係る周波数をキャリアアグリゲーション技術によって一の利用者に役務提供しているような場合）にあつては、回線数は一カウントとして把握することが適当。
- 全戸一括で契約する集合住宅向けブロードバンドサービスについて、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、それを把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当
- 自治体における民間移行時の課題や教訓等を、他の自治体にとって参照可能となるよう整理の上、総務省において、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」の改正等を含め、引き続き調査・検討等を進めることが重要。
- 最終的な国民への負担転嫁の可能性を念頭に、負担額の算定方法が、利用者間で不公平な負担とならないように、制度整備及び運用において十分に配慮すべき。

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法等により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。以下「BBユニバ」という。）制度を創設

BBユニバの対象^{※1}



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

- ・HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

交付金

負担事業者^{※2}から徴収する負担金を原資とする交付金を支援対象事業者^{※3}に対し交付することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する維持管理費用の一部を補填

事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^{※4}に一定の規律

- ・契約約款の作成、届出義務
- ・約款に基づく役務提供義務 等

※4 支援対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

総務大臣

③ 交付金額等
認可申請

④ 認可

支援対象事業者^{※3}

支援区域で
BBユニバを提供

① コスト算定のための
基礎データの算出

② 資料届出

交付金・
負担金額
の算定

交付金・
負担金額
の確定

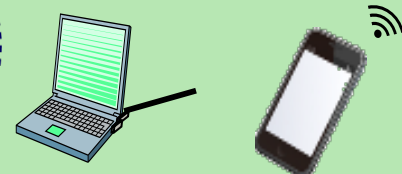
基礎的電気通信
役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

⑤ 負担額通知

負担事業者^{※2}

（固定・携帯ブロードバンド事業者）



⑥ 負担金納付

⑦ 交付金交付

※3 第二種適格電気通信事業者という。一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。
各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限

ブロードバンドのユニバーサルサービス

国民生活に不可欠であるためあまなく日本全国における提供が確保されるべきサービス

該当するサービス※10

- FTTH
- CATV（HFC方式※11）
- ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型） ※12

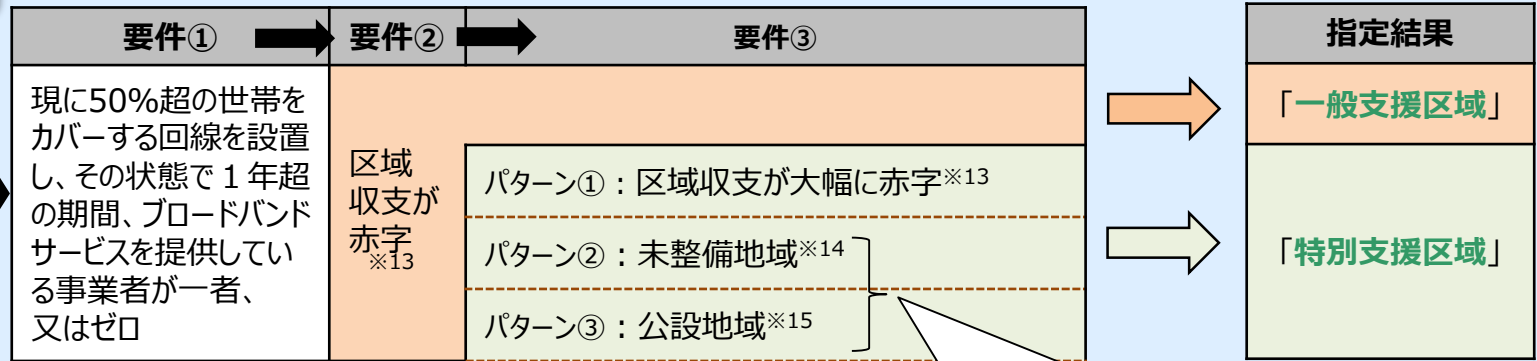
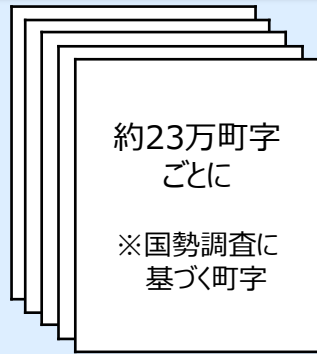
※10 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

※11 Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式。上り名目速度10Mbps以上のもの

※12 固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

支援区域の指定

第二種交付金による支援が必要な不採算地域として、要件に従い総務大臣が指定



（副次効果として）**未整備地域の解消**や
公設公営・公設民営から**民設民営**への移行を促進

※13 標準的なモデルにより算定

※14 区域内の世帯カバー率が50%以下

※15 自治体が所有する設備がある地域

区域ごとの収支要件と対象設備

一般支援区域では赤字事業者を、特別支援区域では赤字・黒字事業者をそれぞれ支援

《施行日と初回の区域指定との関係（経過措置的整理）》

区域の分類	ブロードバンドのユニバーサルサービス全体収支	施行日(R5.6.16)よりも前に	施行日以後初回の区域指定日の前日までに
		新規整備、又は民設民営に移行した回線設備	
一般支援区域	赤字事業者	支援対象	
	黒字事業者	支援対象外	
特別支援区域	赤字事業者	支援対象	
	黒字事業者	支援対象外	支援対象※17

(一般的な) 区域指定後の取扱い※16	
区域指定時点で既設の回線設備	区域指定後、新規整備、又は民設民営に移行した回線設備
支援対象	
支援対象外	
支援対象	
支援対象外	支援対象

※16 初回の区域指定日の前日までの考え方は左表の「経過措置的整理」による

※17 施行日以後初回の区域指定日の前日までの間には、初回の区域指定時点で「既設の回線設備」に該当し、黒字事業者の場合「支援対象外」となり得るところ、（早期の新規整備や民設民営への移行を促進する観点から）例外的に支援対象とする。ただし、その後、当該区域に係る特別支援区域の指定が解除された場合には、再び特別支援区域に指定されたとしても、右表の一般的な取扱いに従い（一般支援区域の黒字事業者の扱いに倣い）、支援対象外となる

BBユニバの提供に要するコスト算定の方法

- ✓ 実際費用による算定では、事業者固有の事情が含まれ、また未整備地域のコスト算定が不可能であるため、BBユニバ制度においては、**客観性を確保した、標準的な算定方法**が必要
- ✓ そこで、全国約23万町字の**町字ごとの一回線当たりのコスト**を算定する方法として、①**不採算地域（支援区域）**を特定するための**区域指定に関する標準判定式**、②**交付金算定に関する標準判定式**の2つを使用

①区域指定に関する標準判定式

算定対象設備

ネットワーク全体

費用範囲

設備の維持管理費用等

算定式

アクセス回線部門＋海底ケーブル部門
中継回線部門＋設備利用部門
ごとに算定式を確立して計算

算定結果

町字ごとの一回線当たりのコスト

②交付金算定に関する標準判定式

アクセス回線設備
(最寄りの収容局～利用者宅)
海底ケーブル等

設備の維持管理費用等

アクセス回線部門＋海底ケーブル部門
＋設備利用部門
ごとに算定式を確立して計算

町字ごとの一回線当たりのコスト

≠



←町字ごとの世帯カバー率・
公設地域等の情報(毎年
6月末までの事業者報告)



用途

支援区域の指定
(一般支援区域又は特別支援区域)

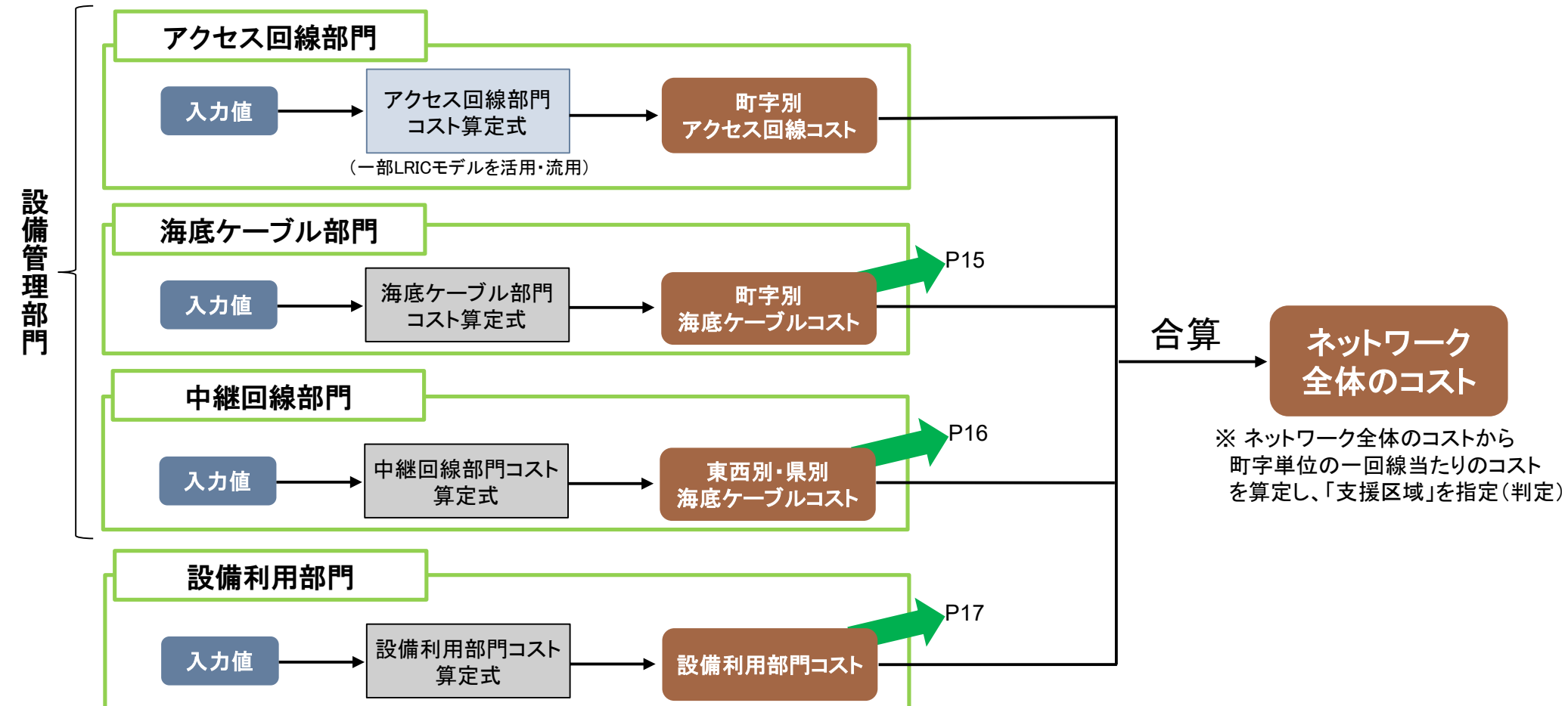
交付金額の算定

(1)標準判定式が前提とするネットワークの範囲

検討の視点4(ネットワーク全体のコスト)

- ✓ 総務省の調査検討を踏まえれば、LRICモデルをアクセス回線部門コストの算定に活用・流用できる一方、海底ケーブル部門コスト、中継回線部門コスト及び設備利用部門コストの算定には活用・流用できない
- ✓ よって、これら3つの部門コストについては、LRICモデルの流用等ではなく、それぞれ算定する必要がある

《「区域指定」に関するコスト算定(全体像イメージ表)》



◆電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（業務）

第百七条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一（略）

二 第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者に対し、その全ての担当支援区域（同条第二項に規定する担当支援区域をいい、第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超えるものに限る。以下この号において同じ。）における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金（第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。）を交付すること。

三（略）

（第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定）

第百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「**一般支援区域**」という。）として指定することができる。

- 一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。
- 二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を提供している電気通信事業者（当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。）の数が一以下であること。

② 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「**特別支援区域**」という。）として指定することができる。

一 次のいずれかに該当すること。

- イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。
- ロ 当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。

二 前項第二号に該当すること。

③・④（略）